

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

- 東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………
……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…
- 市街地再開発事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………
……………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…

公告

規則

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六号

東京都身体障害者手帳に関する規則の一部を改正する規則

東京都身体障害者手帳に関する規則（平成十二年東京都規則第二百十五号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式から第二号様式の五までの規定中「外傷・疾病」を「外傷・自然災害・疾病」に改める。

別記第十五号様式中

明治 大正 昭和 平成	年 月 日生	を
----------------------	--------	---

年 月 日生 に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都身体障害者手帳に関する規則別記第二号様式から第二号様式の五まで及び第十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第五十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十一年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一日時 平成三十一年二月四日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社スバルホーム

(二) 代表者氏名 代表取締役 浅井 洋

(三) 主たる事務所の所在地 西東京市東伏見四丁目二番八号メゾンMT二〇二

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八六八五二号

(五) 免許年月日 平成二十八年十二月八日

●東京都告示第五十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の十六第一項の規定に基づき虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の氏名又は名称

独立行政法人都市再生機構及び国家公務員共済組合連合会

二 事業施行期間

平成二十六年七月十五日から平成三十七年三月三十一日まで

三 施行地区

港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内

四 第一種市街地再開発事業の名称

虎ノ門二丁目地区第一種市街地再開発事業

五 事務所の所在地

中央区八重洲一丁目三番七号

六 施行認可の年月日

平成二十六年七月十五日

七 変更の内容

事業施行期間を平成四十一年三月三十一日まで延長する。

八

事業計画の変更の認可の年月日

平成三十一年一月二十二日

●東京都告示第六十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十一年一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

多摩市大字和田字十三号千二百五番の一部、千二百七番三、同番五、同番七、同番八、千二百八番一から同番三まで、同番五の一部、同番六、同番七、同番十五、同番十六、同番二十四、同番二十五、同番二十七から同番三十まで、同番三十一の一部、同番三十二、千二百八十八番の一部、千二百九十九番一、同番五、千二百三十六番一、同番四、千二百三十八番七、千二百四十六番一、同番五、同

番六、同番八、千二百四十八番一の一部、千二百四十九番二、千二百五十番、字十四号千二百五十四番二の一部及び字十六号千三百五十七番二並びに八王子市大塚三百五十三番一の一部、三百五十五番一の一部、三百五十九番一の一部、同番二、同番五の一部、三百七十番一、同番一、同番先、四百三十二番一及び四百四十二番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

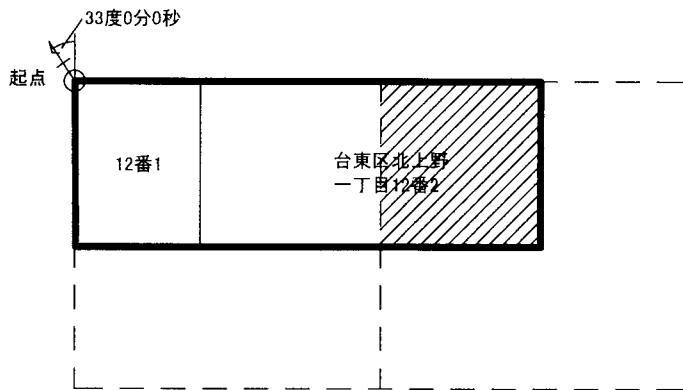
平成三十一年一月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(台東区北上野一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- - : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、台東区北上野一丁目12番1の最北端とする。

【格子の回転角度(33度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

狛江市中和泉一丁目千八百三十四番二及び同番二十五
 港区北青山一丁目四番五号株式会社オークラコーポレーション

代表取締役 倉林 智道

西東京市下保谷五丁目三百七十六番、三百七十七番及び三百七十八番一の各一部、同番二並びに三百七十九番、三百八十番、四百五番、四百六番及び四百十番の各一部

代表取締役 若林 久

調布市布田六丁目四番六、同番六地先、同番七、同番十、同番十一、同番二十九、五番十一、同番十九及び同番二十

調布市布田三丁目二十四番地七 山口 英治

小平市小川町二丁目千百二十九番九及び同番十七

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

五 東村山市秋津町二丁目十一番

同右
 東村山市久米川町二丁目三十六番十一の一部
 西東京市東伏見三丁目六番十九号

<p>タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕 東久留米市南沢四丁目千七百三十八番二及び千七百三十九番二 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘 新宿区西新宿一丁目二十六番二 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一 小金井市東町三丁目三十九番一十一</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年一月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成三十一年一月二十二日 東京都知事 小 池 百合子 一 店舗名 虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物(高層棟) 二 店舗所在地 港区虎ノ門一丁目二百番一</p>
<p>三 設置者名 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合 四 設置者住所 港区西新橋二丁目十五番三号 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定 六 新設をする日 平成三十二年一月六日 七 店舗面積の合計 三千二百六十六平方メートル 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三十三台 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 百五十七台 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 七百二十六平方メートル 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 三十一・四六立方メートル 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前七時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午前零時。ただし、一部店舗のみ 二十四時間営業 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗北側ほか 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで 十七 届出日 平成三十年十二月二十七日 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 二 店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 二 店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号</p>
<p>十九 縦覧期間 平成三十一年一月二十二日から同年五月二十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p>	<p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年一月二十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。 平成三十一年一月二十二日 東京都知事 小 池 百合子 一 店舗名 msb Tamachi田町ステーションタワーS、プルマン東京田町 二 店舗所在地 港区芝浦三丁目一番二十一号</p>

<p>三 設置者名 設置者住所</p>	<p>三井不動産株式会社ほか一名 中央区日本橋室町二丁目一番一 号</p>	<p>三 設置者名 設置者住所</p>	<p>東日本旅客鉄道株式会社ほか一名 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか</p>
<p>四 変更前の店舗名</p>	<p>(仮称) TGM芝浦プロジェクト (A棟・ホテル)</p>	<p>四 設置者住所</p>	<p>渋谷区代々木二丁目二十八番十二 号</p>
<p>五 変更後の店舗名</p>	<p>msb Tamachi田町ステ ーションタワーS、ブルマン東京 田町</p>	<p>五 変更を行った設置 者名</p>	<p>東日本旅客鉄道株式会社</p>
<p>六 変更前の店舗所在地</p>	<p>港区芝浦三丁目百十八番二ほか</p>	<p>六 変更前の設置者の 代表者名</p>	<p>富田 哲郎</p>
<p>七 変更後の店舗所在地</p>	<p>港区芝浦三丁目一番二十一号</p>	<p>七 変更後の設置者の 代表者名</p>	<p>深澤 祐二</p>
<p>八 変更前の小売業者の氏名又は名称</p>	<p>株式会社ライフコーポレーション ほか三名</p>	<p>八 変更前の小売業者 の氏名又は名称</p>	<p>株式会社東急ストアほか七十一名</p>
<p>九 変更後の小売業者の氏名又は名称</p>	<p>株式会社ライフコーポレーション ほか三名</p>	<p>九 変更後の小売業者 の氏名又は名称</p>	<p>株式会社東急ストアほか六十九名</p>
<p>十 変更日</p>	<p>平成三十年十二月四日ほか</p>	<p>十 変更を行った小売 業者の氏名又は名 称</p>	<p>株式会社 Buonavitaほか 十七名</p>
<p>十一 届出日</p>	<p>平成三十年十二月十八日</p>	<p>十一 変更前の小売業 者の住所</p>	<p>杉並区天沼三丁目十一番二号東洋 時計北口ビル5F(株式会社 Bu onavita)ほか</p>
<p>十二 縦覧場所</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十二 変更後の小売業 者の住所</p>	<p>中央区銀座七丁目十二番十四号 (株式会社 Buonavita) ほか</p>
<p>十三 縦覧期間</p>	<p>平成三十一年一月二十二日から同 年五月二十二日まで。ただし、東 京都の休日に関する条例(平成元 年東京都条例第十号)に定める休 日を除く。</p>	<p>十三 変更前の小売業 者の代表者名</p>	<p>西浜 英彦(株式会社古市庵)ほ か</p>
<p>十四 縦覧時間</p>	<p>午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>十四 変更後の小売業 者の代表者名</p>	<p>鬼塚 崇裕(株式会社古市庵)ほ か</p>
<p>一 店舗名</p>	<p>FLAGS</p>	<p>十五 変更日</p>	<p>平成三十年九月十九日ほか</p>
<p>二 店舗所在地</p>	<p>新宿区新宿三丁目三十七番一号</p>	<p>十六 届出日</p>	<p>平成三十年十二月二十日</p>
<p>三 設置者名</p>	<p>小田急電鉄株式会社</p>	<p>十七 縦覧場所</p>	<p>東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>
<p>一 店舗名</p>	<p>アトレ大森</p>	<p>十八 縦覧期間</p>	<p>平成三十一年一月二十二日から同 年五月二十二日まで。ただし、東 京都の休日に関する条例(平成元</p>
<p>二 店舗所在地</p>	<p>大田区大森北一丁目六番十六号</p>	<p>平成元</p>	<p>年五月二十二日まで。ただし、東 京都の休日に関する条例(平成元</p>

十九
縦覧時間

年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえに
リサイクルされています。